



## 論文 | Original Research Article

都道府県別にみた破産率の空間分布パターンの変化  
—1972～2021年の推移Changes in the Spatial Distributional Patterns of  
the Bankruptcy Rates by Prefecture in Japan from 1972 to 2021

伊藤修一（帝京大学経済学部・講師）

Shuichi ITO Senior Assistant Professor, Faculty of Economics, Teikyo University

## 摘 要

本稿では既存研究で指摘されてきた破産率の時系列的推移や都道府県を単位とした分布パターンの特徴を統計的な方法を用いて、客観的に再検討した。具体的には1972～2021年の『司法統計年報』や『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』の統計データを基にして、破産率の分布パターンについては空間的自己相関係数を用いて解釈した。また時系列的傾向をクラスター分析と交差相関分析によって、破産率の推移からみた地域区分についてはクラスター分析を用いて、それぞれの特徴をとらえた。50年間全体で見ると、九州地方を高値、中部・関東地方を低値とした「西高東低」パターンが優勢であるものの、平成不況の影響下にあつて破産率が高い時期以降はそのパターンが崩れるなど、破産率の変動に伴つてパターンが変化したことなどが新たに明らかとなった。そのような破産率が高い時期には年をまたぎ、都道府県境を超える破産の連鎖が発生して、全国から東京都へ波及したと解釈できる結果が得られた。

## I はじめに

本稿のおもな目的は既存研究において指摘されてきた破産率の推移や空間分布パターンの特徴を、統計的な方法を用いて客観的に再検討することである。

倒産は、債務者自らが負う債務返済が不可能な経済状況となることを指す(山本 2003)。それは関係当事者にとって不幸なことである一方、失敗からの再起や不採算企業の淘汰・再編成の機会という側面もある(中島・佐藤 2013)。こうした経済的破綻は地理学的にも重要な意味をもつ。たとえば脱工業化やジェントリフィケーションといった空間的变化を伴う都市社会経済の再編成の直前には、インナーシティ問題という地域の衰退現象の発生が一般的に指摘されてきた(スミス 2014、中林 1986 など)。

さらに都市の郊外化段階においては、住宅の取

得にはじまり、自家用車や家電製品などの郊外生活を充実させる様々な耐久消費財が競うように消費されていった(小島 2021; 中島・佐藤 2013)。中島・佐藤(2013)はその陰の部分として、自然人(個人)の倒産現象が急速に広まっていったとみている。ここからは成長過程にある地域も、必ずしも万事順調に成長したわけではなく、「商品の物神化」(ノックス・ピンチ 2013)に応じきれなかった者を多く生み出したことと、大都市と地方との間に倒産現象の地域差の存在もうかがえる。

日本における倒産処理の中心が破産であり<sup>1)</sup>、破産件数や破産率は倒産状況を表す一指標である。破産は債務者の総財産を強制的に管理換価して、債権者へ公平に弁済することを目的とした裁判手続きである(斎藤 1998)。破産に関する定量的な分析や議論は、以降で詳述される破産件数の急増に伴つて近年になって行われるようになった(大山 1997; 櫻本 2004; 晝間 2003; 山本 2003 など)。

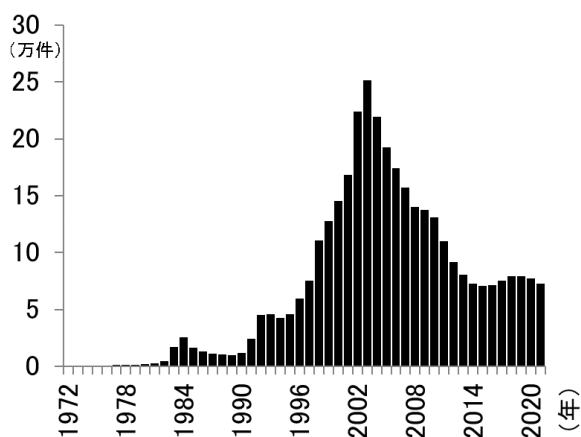


図1 破産件数(新受事件数)の推移  
(『司法統計年報』(最高裁判所)各年により作成。)

そのなかで、全国の破産件数の推移には3つのピークがあり、それにより4期に分けられることが指摘されている(図1)。

1980年までは3,000未満だった件数は、1983年の貸金業規制法施行と出資法改正の直前の駆け込み的な取立行為が多かったことや、非事業者の破産に破産宣告(破産手続開始決定)と同時に手続きを終了させる同時廃止型破産が積極的に適用されはじめたことによって、1984年には2.64万件と、1980年以前と比べて8倍も増加した(第1のピーク)。その後バブル景気に伴って1万件台に減少したが、バブル経済の崩壊のほか、消費者信用の与信枠が拡大されて、いわゆる「カード破産」が増加したことによって1993年には4.62万件まで急増した(第2のピーク)。さらに長引く平成不況は1990

年代後半から件数の増勢を促して、2003年には過去最悪の25.2万件に達した(第3のピーク)。しかし、翌年の貸金業規制法改正や2006年の貸金業法施行で過払金請求が増加したことなどで減少傾向となり、2012年は第3のピーク時の36.8%にあたる9.26万件まで減少した。

このような破産傾向に地域差があることを晝間(2003)は指摘している。これによると、各都道府県を1985~1998年間の破産率の平均順位とその変動の大きさの組み合わせから9分類した結果、変動が最小のグループのうち、高位は熊本県と福岡県、大分県からなる九州地方と中国地方、低位は中部・関東両地方の諸県が占める(図2)。一方で、変動が最大のグループでは高位に佐賀県と長崎県、宮崎県からなる九州地方、中低位には東京圏や中京圏の諸県が含まれる。これは基本的な分布パターンがいわゆる「西高東低」であって、九州地方の一部の県がパターンの変化に重要な役割を果たしていることがうかがえる。

上述の分布の特徴は第1と第2のピークの間に見られる特徴であって、全国推移の傾向からは1985~1998年の前後で分布が異なることが予想される。たとえば2020年1月から国内でも始まったCOVID-19感染症に対して、海外との往来制限や緊急事態措置、まん延防止等重点措置といった拡大防止策が採られた。それは経済活動の制約ともなり、分布パターンの変化が促された可能性がある。

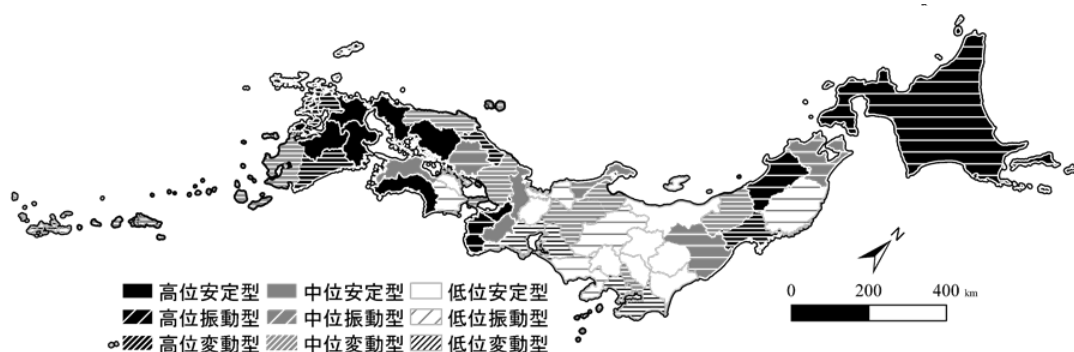


図2 1985~1998年の都道府県別破産率に基づく地域区分

(晝間(1993)の区分に基づいて作成。)

高位:平均順位が1~15位未満 中位:平均順位が15~30位未満 低位:平均順位が30~47位  
安定型:順位の平均偏差が0~4未満 振動型:順位の平均偏差が4~5未満 変動型:順位の平均偏差が5以上

この時期の都道府県景気動向指数を分析した松島・三井 (2022) によると、滋賀県や山梨県は宿泊サービス業の不振などによって全国で最も景気が落ち込んだ県の一つであるが、晝間 (1993) では両県ともに低位安定型に属していた (図 2)。

さらに、感染拡大の長期化による連鎖倒産の拡大も危惧されている (帝国データバンク情報部 2021) <sup>2)</sup>。Arata (2019) によれば連鎖倒産は例外的現象であるかもしれないが <sup>3)</sup>、連鎖倒産は企業や個人間の経済的な結びつきのなかで生じる現象であり、倒産した企業や個人に関連する主体へ影響が及ぶからこそ <sup>4)</sup>、破産手続などの倒産処理制度が整えられてきた。

また Arata (2019) は、企業間の連鎖倒産が限定的な範囲にとどまる理由として、企業間取引ネットワーク構造が倒産の衝撃を吸収していることを挙げている。企業間取引をはじめとする経済活動は空間的な広がりを伴うものであり、その広域化が進むほど、連鎖倒産も広域で展開されるはずである <sup>5)</sup>。そのため、時期により倒産の連鎖が及ぶ範囲は異なったり、倒産の影響が他の主体へ及ぶタイムラグにより倒産発生の地域差が生じたりすることも考えられる。

そこで倒産現象の一指標である破産率の全国推移が前述のピークに従って、統計的にも 4 期に区分されるかどうかを確認したうえで、破産率の空間分布パターンの特徴とその変化について検討する。

## II 分析方法とデータ

本稿で用いる破産件数は『司法統計年報』(最高裁判所) により、当該年に新たに受理された件数 (新受事件数) とする。この件数は、原則として債務者の住所地や主な事業所を管轄する地方裁判所ごとに集計される <sup>6)</sup>。地方裁判所は都道府県庁所在地都市と、函館市と旭川市、釧路市の 3 市の合計 50 か所に立地するが、本稿では分析の都合上、都

道府県ごとに件数を再集計して用いる <sup>7)</sup>。これを『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』(総務省) による人口 1 万で除した値を以降では破産率 (単位記号‰) とする。対象期間は 47 都道府県のデータがそろった 1972~2021 年の 50 年間とする <sup>8)</sup>。

このデータを用いてはじめに、行に都道府県を、列に対象期間の年次を配した T 技法に基づく破産率のデータにクラスター分析を施して破産率の期間区分を行う。これにより前述の既存研究による破産率の推移の特徴を検証する。

次に破産率の推移の傾向に基づいて、都道府県単位の破産率の分布パターンを、空間的自己相関係数を参考にして判読する。また行に対象期間の年次を、列に都道府県を配した S 技法に基づく破産率のデータにクラスター分析を適用して地域区分を行う。なお本稿でのクラスター分析ではウォード法を採用する。

さらにそのパターンの変化が他の都道府県の破産率の影響を受けてのものと仮定して、交差相関分析に基づいて変化の過程を検討する <sup>9)</sup>。

## III 破産率の全国推移

図 3 は 1972~2021 年の間の毎年の都道府県ごとの破産率に基づいて、クラスター分析によって、その推移の傾向をとらえたものである。これによると 1972~1997 年、1998~2010 年、2011~2021 年の 3 期で比較的明確に時期が分けられた。

さらに詳細を把握するために 4 つのクラスターでとらえると、第 1 期は 1972~1991 年で、破産率が平均 0.73‰ と全期間中で最低である。続く第 2 期は 1992~1997 年と 2011~2021 年の前・後期に分かれ、平均は第 1 期の 6 倍相当の平均 4.25‰ まで上昇している。第 3 期は 1998~2001 年と 2005~2010 年であり、その両期間には含まれた 2002~2004 年は平均 16.1‰ と第 3 期の平均 10.3‰ よりも 6 ポイント高く、独立した期間 (第 4 期)

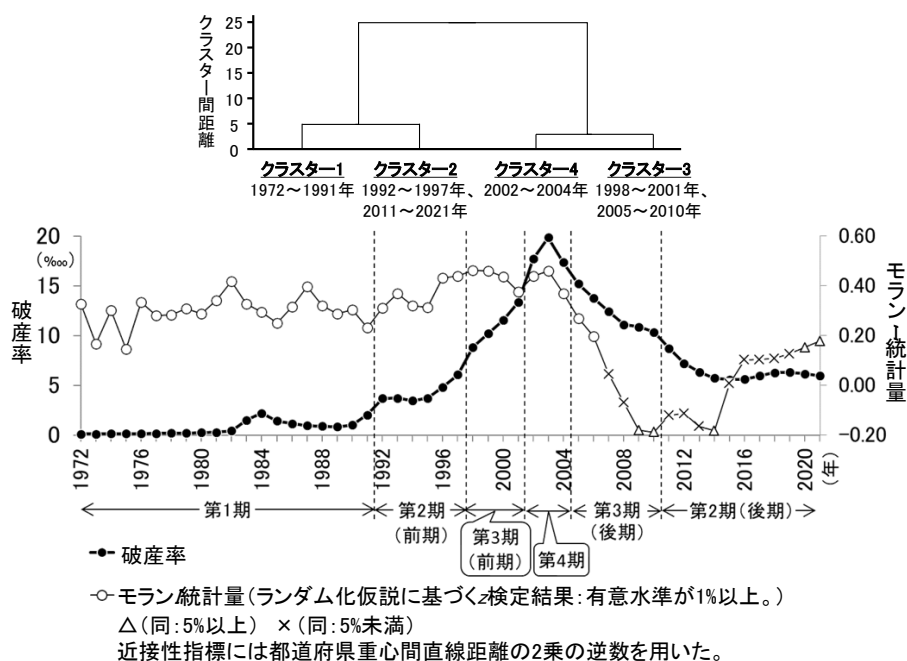


図3 破産率変動の時期区分とモラン統計量の推移

(『司法統計年報』(最高裁判所)各年、『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査』(総務省)各年により作成。)

と判別される。

この結果を既存の指摘に照らすと、「カード破産」による破産者急増によって生じた「第2のピーク」の1993年は第2期前期が始まる1992年の1年後、平成不況の影響とみられる「第3のピーク」の2003年は第4期が始まる2002年の1年後であって、既存の指摘はおおむね妥当であることが確認できる。

一方で1984年の「第1のピーク」はセンセーショナルではあったものの、期を分かちほどの大きなインパクトはなかったといえる。またCOVID-19の影響下にある2020年と2021年は第2期後期に含まれており、独立したクラスタになるほど破産率は上昇していない<sup>10)</sup>。

#### IV 破産率の空間分布パターンの変化

第1期のモランI統計量は平均0.3程度で推移し、全体として弱い集中傾向がみられる(図3)。この時期の破産率は群馬県、茨城県、山梨県、栃木県の順に低く、東京都を除く首都圏とそれに隣接する長野県や静岡県の9県によるクールスポット

が形成されている(図4A)。

一方で最も高いのは鳥取県(1.31‰)で、それに大阪府と福岡県が続くように、西日本に高い府県が分布するが、ホットスポットは山口県と大分県のみからなり、広がりは限定的である。

第2期前期のモランI統計量も第1期から続いて平均0.3台を推移しており、全体として弱い集中傾向が続く(図3)。しかし2001年を除けば、第3期前期直前の1996年から第4期にかけては0.4台へ上昇しており、集中傾向のピークとなる。

第2期前期から第4期にかけては、クールスポットが北関東3県や甲信越を中心とした6県ないしは7県から形成されており、第1期には含まれていた東京圏が外れている(図4B、4C、4D)。ホットスポットは第1期にみられた周防灘を挟んだ地域から九州地方へ拡大しており、第1期とは異なる「西高東低」パターンとなった。

破産率のピークを過ぎた第3期後期では、モランI統計量も第4期末の2004年から急激に低下して、2009年と2010年には有意な負値となった(図3)。このことは従来から確認されてきた「西高東



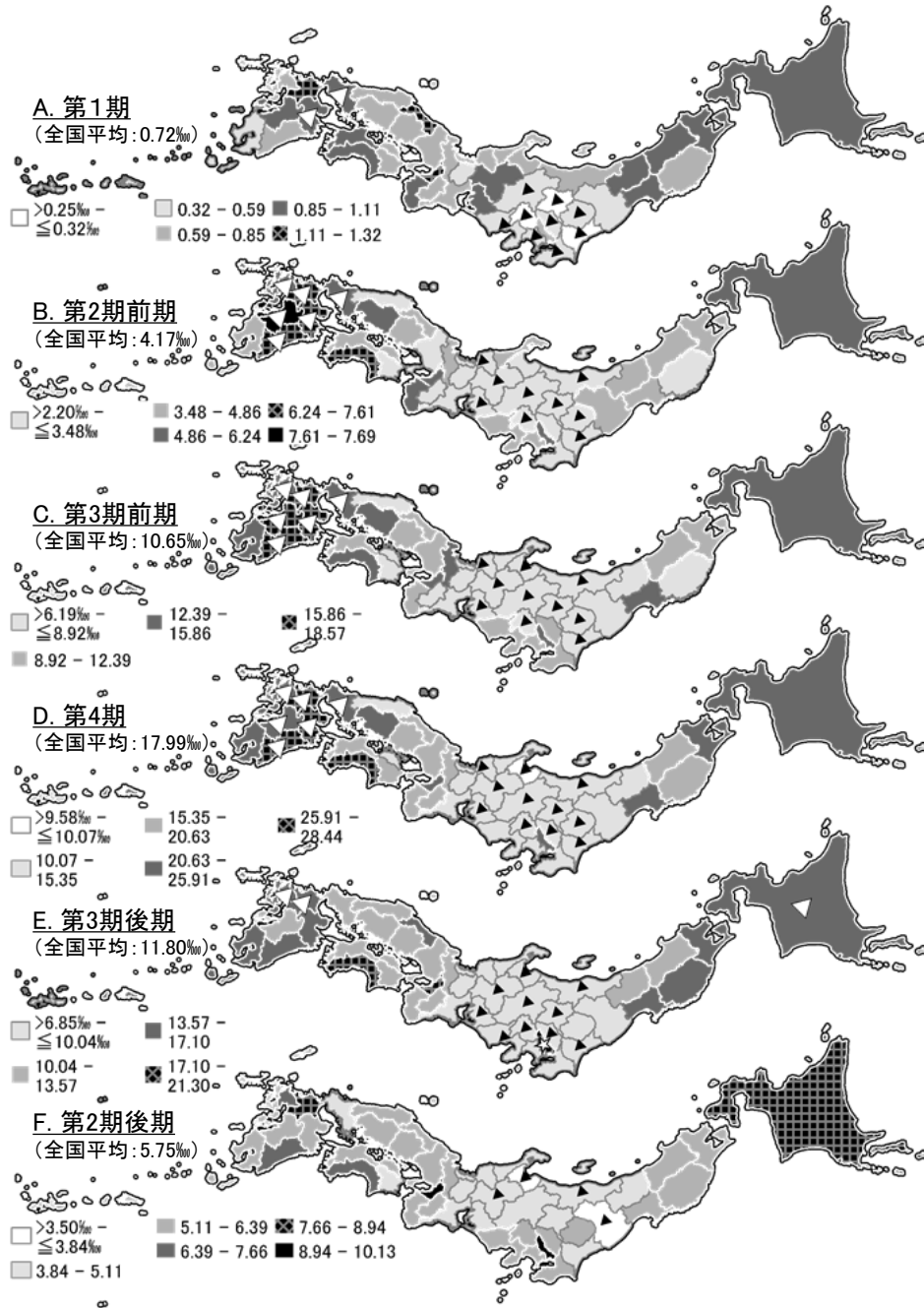


図4 期間別・都道府県別破産率の分布

(『司法統計年報』(最高裁判所)各年、『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査』(総務省)各年により作成。)

「全国平均」は都道府県の破産率の平均値を示す。

階級は標準偏差(S.D.)に基づく区分による。

□ < -1.5 S.D. □ -1.5 - -0.5 S.D. □ -0.5 - 0.5 S.D. ■ 0.5 - 1.5 S.D. ▣ 1.5 - 2.5 S.D. ■ > 2.5 S.D.

△: 近隣都道府県とともに自都道府県の破産率が有意に高いことを表す(High-High)。

▼: 近隣都道府県とともに自都道府県の破産率が有意に低いことを表す(Low-Low)。

☆: 近隣都道府県よりも自都道府県の破産率が有意に高いことを表す(High-Low)。

上記の有意性検定はローカルモランI統計量のランダム化仮説に基づく検定によるものであり、有意水準が5%以上のものを示す。

近接性指標には都道府県重心間直線距離の2乗の逆数を用いた。

低」パターンが崩れていったことを示している。

具体的には、九州地方を中心に形成されてきたホットスポットが福岡県と佐賀県のみからなるまでに縮小した一方で、最遠の北海道を含んでいる

(図4E)。第4期に21.31‰だった東京都は第3期後期も21.27‰と高止まりして、近接するクールスポットに対して値の高さが際立っており、パターン崩壊にかかわっている。クールスポットは、第4期

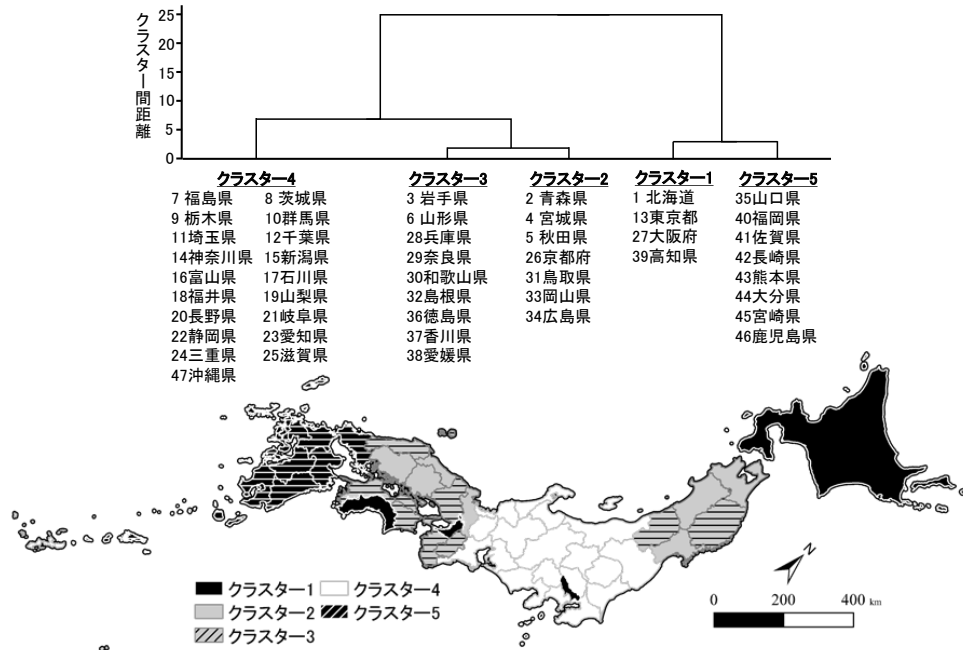


図5 1972～2021年の都道府県別破産率に基づく地域区分

(『司法統計年報』(最高裁判所)各年、『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査』(総務省)各年により作成。)

には含まれていた栃木県と福井県が外れて、静岡県が加わる変化にとどまる。

第2期後期において、モラン I 統計量が有意な年は負値の2014年と、正值の2020年と2021年のみであって、通期にわたってのパターンが不明瞭である(図3)。第3期後期まで比較的明確だったクールスポットも福島県と富山県、岐阜県、新潟県のみからなるまで縮小して、ホットスポットはすべて消

失している(図4F)。

## V 破産率のパターンに基づく地域区分

晝間(2003)にしたがって、都道府県ごとの破産率の推移の共通性に基づいた地域区分をするために、クラスター分析を行った(図5)。全体として北海道と東京都、大阪府、高知県からなるクラス

表1 クラスター間にみられる破産率の平均の差のt検定結果

|                           | 平均<br>(‰) | 標準偏差<br>(‰) | t値      |          |          |                           |       |          |          |          |           |           |
|---------------------------|-----------|-------------|---------|----------|----------|---------------------------|-------|----------|----------|----------|-----------|-----------|
|                           |           |             | CL1     | CL2      | CL3      | CL4                       |       |          |          |          |           |           |
| <b>第1期 (1972～1991年)</b>   |           |             |         |          |          | <b>第4期 (2002～2004年)</b>   |       |          |          |          |           |           |
| クラスター1                    | 1.00      | 0.25        |         |          |          | 24.45                     | 1.79  |          |          |          |           |           |
| クラスター2                    | 0.95      | 0.20        | 0.37    |          |          | 20.55                     | 0.93  | 4.87 **  |          |          |           |           |
| クラスター3                    | 0.76      | 0.10        | 1.91    | 2.31 *   |          | 16.15                     | 1.33  | 9.40 **  | 7.41 **  |          |           |           |
| クラスター4                    | 0.52      | 0.21        | 4.14 ** | 4.76 **  | 3.29 **  | 13.18                     | 1.74  | 11.73 ** | 10.57 ** | 4.52 **  |           |           |
| クラスター5                    | 0.80      | 0.24        | 1.35    | 1.28     | -0.51    | -3.15 **                  | 26.02 | 1.95     | -1.35    | -7.08 ** | -12.33 ** | -16.92 ** |
| <b>第2期前期 (1992～1997年)</b> |           |             |         |          |          | <b>第3期後期 (2005～2010年)</b> |       |          |          |          |           |           |
| クラスター1                    | 5.68      | 0.63        |         |          |          | 19.17                     | 2.44  |          |          |          |           |           |
| クラスター2                    | 4.59      | 0.39        | 3.64 ** |          |          | 13.61                     | 1.59  | 4.63 **  |          |          |           |           |
| クラスター3                    | 3.63      | 0.70        | 5.00 ** | 3.21 **  |          | 11.53                     | 1.05  | 6.03 **  | 3.16 **  |          |           |           |
| クラスター4                    | 3.08      | 0.61        | 7.77 ** | 6.09 **  | 2.15 *   | 8.48                      | 0.77  | 8.68 **  | 8.19 **  | 8.71 **  |           |           |
| クラスター5                    | 6.24      | 0.96        | -1.04   | -4.48 ** | -6.45 ** | -10.39 **                 | 14.75 | 1.34     | 3.38 *   | -1.50    | -5.55 **  | -15.45 ** |
| <b>第3期前期 (1998～2001年)</b> |           |             |         |          |          | <b>第2期後期 (2011～2021年)</b> |       |          |          |          |           |           |
| クラスター1                    | 14.07     | 1.26        |         |          |          | 8.91                      | 1.12  |          |          |          |           |           |
| クラスター2                    | 12.06     | 0.92        | 3.07 *  |          |          | 6.01                      | 0.34  | 6.58 **  |          |          |           |           |
| クラスター3                    | 8.82      | 1.07        | 7.77 ** | 6.37 **  |          | 5.41                      | 0.46  | 8.28 **  | 2.89 *   |          |           |           |
| クラスター4                    | 7.93      | 1.47        | 7.75 ** | 6.91 **  | 1.63     | 4.89                      | 0.59  | 10.54 ** | 4.66 **  | 2.28 *   |           |           |
| クラスター5                    | 16.25     | 1.95        | -2.02   | -5.44 ** | -9.59 ** | -12.22 **                 | 6.35  | 0.89     | 4.32 **  | -0.97    | -2.80 *   | -5.02 **  |

「平均」は各クラスターに属する都道府県の破産率の平均値を示す。

「CL」はクラスターを意味する。

「\*\*」は1%水準以上の有意差、「\*」は5%水準以上の有意差があることを示す。

ター1と、山口県と九州地方の8県からなるクラスター5、その他の府県からなるクラスターの計3つに分けられ、大都市を抱える都道府と九州地方の異質さが裏付けられる。さらにその他の府県からなるクラスターは、地域的まとまりとして解釈される3つのサブクラスターがみられることから、全体を5つのクラスターに分けることが適当と判断される。

クラスター1と5はともに破産率が高い都道府県から構成されており、第2期前期以降の各期の平均破産率はいずれもクラスター2・3・4よりも有意に高くなることが多い(表1)。晝間(2003)でも、中位の東京都と鹿児島県を除いて、いずれの道府県も高位のグループに属していた(図2)。

クラスター1と5との違いとして、第3期後期以降にクラスター1のほうの平均破産率が有意に高くなることや、クラスター2に対して有意に高いクラスター5の特徴が第3期後期以降に失われたことがある(表1)。これらはクラスター1の破産率は比較的安定して高いのに対して、クラスター5は変動が大きいことを意味しており、第1~4期の標準偏差の特徴から裏付けられる(表1)。晝間(2003)でも「変動型」の都道府県は、クラスター1では東京都のみであるが、クラスター5には佐賀県と長崎県、宮崎県、鹿児島県とより多くなっている(図2)。

その他の府県からなる3つのクラスターのうち、クラスター2と3はともに東北地方や中国・四国地方の県を中心に構成される。両クラスターは第2期前期以降の破産率がクラスター1と5よりも低い、クラスター2の破産率がクラスター3よりも常に有意に高いところに違いがある(表1)。晝間(2003)でも、クラスター2に含まれる府県はいずれも中位か高位に含まれる(図2)。それに対してクラスター3には高位の和歌山県のほか、低位の香川県や岩手県、徳島県も含まれており、一貫した関係はみられない。

クラスター4は福島県や、東京都を除く関東地方、中部地方とそれに隣接する三重県と滋賀県、沖縄

県の19県からなる。このクラスターは全期間で破産率が低く、破産率が低いクラスター3に対しても第3期前期を除いて有意に低い(表1)。晝間(2003)でも低位に分類されていた18県のうち、15県がこのクラスターに含まれ、さらに低位安定型8県のうち、香川県以外の7県が含まれている。

前章の通り、第3期後期以降は「西高東低」パターンが崩れていったものの(図4)、50年間全体でみると、基本的には晝間(2003)で示された「西高東低」パターンが優勢であることが確認される。

## VI 交差相関の傾向にみる破産の連鎖

前章のクラスター1と5との間の違いからは、破産率の変動に地域間で時間差が生じることもあることが示唆される。そこで交差相関分析結果から都道府県の破産率変動の先行・遅行関係をとらえて、破産の連鎖を検討する。ただし第4期は2002~2004年の3年のみからなるため、ここでは連続する2期をまとめた交差相関係数を求めた。

その結果、第1期から2期前期(1972~1997年)の26年間と、第2期前期から第3期前期(1992~2001年)の10年間、第3期前期から第4期(1998~2004年)の7年間においては有意なラグが発生した都道府県の組み合わせはない。

それに続く破産率のピークとその直後に当たる第4期から第3期後期(2002~2010年)の9年間では、66の都道府県のペアで有意なラグが発生した。この間に有意なラグが発生しなかったのは山形県と群馬県、滋賀県、奈良県、和歌山県、徳島県の6県のみである。

その66のペアのうち、東京都が30道府県に対していずれも-1のラグ(1年遅行)となっているペアであり(図6)、このうち15県がクラスター4に属する。また、東京都に次いで有意なラグが多く発生したのは、東京都と同じクラスター1に属する高知県である。高知県は政令指定都市を抱える府県を中心とした16府県に対して-1のラグが認め

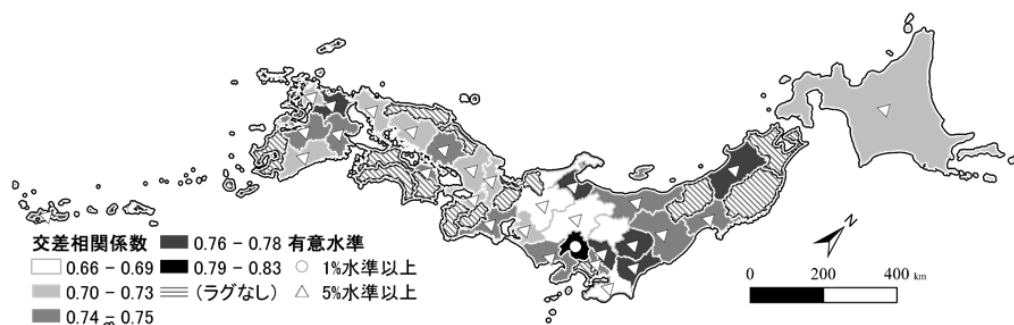


図6 東京都と他の道府県との間の交差相関分析結果(第4期～第3期後期)  
交差相関係数はいずれも東京都が他の道府県に対して-1のラグをとった場合のものを示す。  
階級は自然分類による区分による。

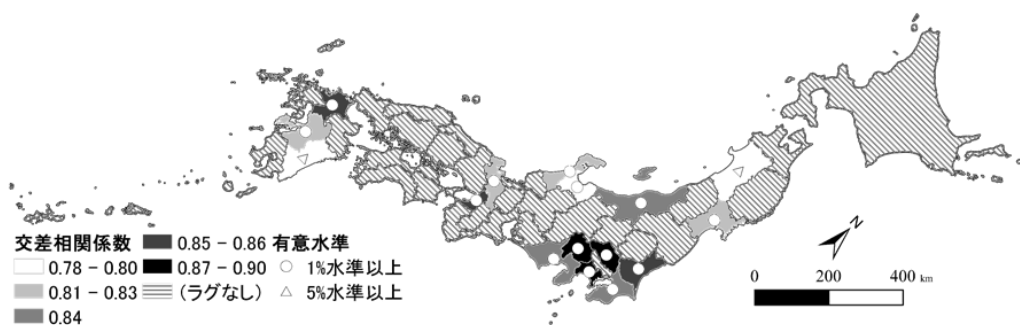


図7 高知県と他の都道府県との間の交差相関分析結果(第4期～第3期後期)  
交差相関係数はいずれも高知県が他の道府県に対して-1のラグをとった場合のものを示す。  
階級は自然分類による区分による。

られ、このうち9県がクラスター4に属する(図7)。元来破産率の低い地域が回復に向かう中で、東京都や高知県は回復が1年遅れていたことになる。

またクラスター4に属する茨城県<sup>11)</sup>と埼玉県、千葉県、神奈川県は、いずれも東京都と高知県に対して1年先行しているだけでなく、青森県や岩手県、鳥取県、鹿児島県にも1年先行している<sup>12)</sup>。

第3期後期から第2期後期(2005～2021年)の17年間における有意なラグは、7都県のペアに認められるまでに減少する。このうち東京都は、埼玉県と千葉県、神奈川県それぞれとの間に-1のラグが<sup>13)</sup>、福井県は埼玉県と千葉県それぞれに対して-2のラグ、神奈川県に対しては-1のラグが発生している<sup>14)</sup>。和歌山県も千葉県に対して-1のラグが生じている<sup>15)</sup>。

以上の結果より、破産の連鎖は平成不況による破産率のピークからその直後の、破産率が低下していく時期に全国的に発生していたとみられるが、

発生しても1年の先行・遅行にとどまることが多い。これは破産の連鎖が限定的であることの証拠であって、Arata(2019)の指摘を追認したことになる。さらに、連鎖の方向も全国から東京都へ及ぶものと、東京圏郊外から地方圏の一部へ広がるものとがみられたが、破産率がさらに低下すると、東京都への連鎖は隣接県からのみ残存して、東京圏郊外から地方圏への広がりも福井県と和歌山県のみと限定的となっている。

## VII おわりに

本稿では1972年から50年間にわたる都道府県別破産率の時系列的・空間的特徴について統計的裏付けを基にして検討した。概括すると、全体を通じて九州地方が高値で関東地方や中部地方を低値とした「西高東低」パターンを確認できたが、今回の分析によって破産率の変動時期によってそのパターンに違いがみられることが新たに明らかとなっ



た。なかでも平成不況の影響下の破産率の高値期には「西高東低」パターンが崩れていった。そこでは、時間的にも空間的にもより大きな破産の連鎖の発生をうかがわせる、都道府県間の破産率変動の時間差が認められた。特に東京都は他の道府県に比べて1年遅れて変動し、破産率が例外的に高くなった。東京都には人口や都市・中枢管理機能が国内で最も集まっており、地域の階層構造のなかで最上部に位置する東京都が全国からの「破産のショックを吸収している」(Arata 2019) という見方もできる。

一方で東京都の遅行の一因に、破産法運用の地域差が関係している可能性がある。酒井(2011)によると、東京地方裁判所では管轄区域内に住所や営業所を有しない債務者についても破産手続開始申立を受け付けていたという。その後2010年2月からは個人破産事件の受理の取り扱いが変更されて、営業者ではない個人債務者は東京圏内に住所がない場合には、破産開始申立を受け付けなくなった(酒井 2011; 進藤 2011)。進藤(2011)は、この変更が2009年と2010年との間の破産件数の減少の原因とみている。この指摘の通りであれば、政令指定都市を抱えた県から1年遅行の傾向があった高知県でも、地方裁判所での運用について検討が必要である。

また、対象期間中にCOVID-19の影響による時間的・空間的パターンの有意な変化は認められないが、それは対象期間外に先送りされている可能性がある。たとえば2020年3月から2021年3月末の3年間は実質無利子・無担保とする融資(いわゆる「ゼロゼロ融資」)が金融機関により行われてきたが、現在その返済時期に入った企業が増えてきている。武田ほか(2022)は、今後そうした返済に際して倒産に直面する企業が東京圏や大阪圏で少ない一方で、福島・宮城両県を中心とした東北地方のほかに、大分・宮崎両県を中心とした九州地方が多いと懸念している。この指摘からは今後、崩壊していった「西高東低」パターンの再現が予想され

る。

## 付 記

本稿の一部は2014年度日本地理学会春季学術大会(国士舘大学)で発表したものである。

## 注 記

- 1) 今日の倒産の法的処理手続として、破産や特別清算、民事再生、会社更生、特定調停がある(伊藤 2022)。『司法統計年報』(最高裁判所)によると、2021年のこれらの新受事件総数8.73万のうち7.34万件は破産で、全体の84.1%を占める。なおこれら以外の倒産処理手続として、債務者と債権者間の合意で進められる私的整理があるが、裁判所を介さない手続であるため総数は不明である。
- 2) 帝国データバンク情報部(2021)によると、日本におけるCOVID-19関連による企業倒産は2020年2月25日に北海道に本社を置くコロッケ製造販売会社が破産手続開始決定を受けたことに始まり、2021年度末で1,237件にも上る。
- 3) Arata(2019)は2013~2017年の東京商工リサーチ『倒産情報』に基づく企業間取引関係にみられる連鎖倒産を分析している。これによると倒産企業が他の倒産企業と関係する例は12%にも満たず、連鎖に巻き込まれた倒産企業のクラスターは平均2.5社からなるなど、企業間の連鎖倒産は頻繁には起こっていない。
- 4) たとえば東京商工リサーチ(2021)によれば、2020年度に破産開始決定となった5,552法人のうち、68.2%にあたる3,789社の社長個人も破産している。
- 5) たとえば経済活動のグローバル化に伴う国際的な倒産は今日の社会において軽視できない状況にある。1997年にUNCITRAL(国連商取引法

委員会)では国際倒産に対応するためのモデル法が採択され、各国ではそれを踏まえた国内法整備が進められてきた(深山 2001)。日本でも2000年の破産法をはじめとした倒産関係法が改正されて、ある国で開始した倒産手続の効力は在外財産にも及ぶという普及主義に転換された。旧来の倒産関係法では、ある国で開始された倒産手続の効力は債務者のその国内財産にのみ及ぶという属地主義が採用されていた。そのため日本企業の在外財産を、その財産を置く国の法に基づく強制執行などから保全することが困難だったり、弁済すべき財産が海外で費消・隠匿されたりするなどの問題が生じていた(深山 2001)。

- 6) 破産法5条1項や民事訴訟法4条2項・4項により、破産手続開始申立は原則として債務者の住所地(法人ならば主たる営業所の所在地)を管轄する地方裁判所へ行うことになっている。各裁判所は破産申立のあった事件ごとに調査票(破産事件票)を作成・集計して、最高裁判所事務総局が集計データを毎月報告する。本稿で用いる『司法統計年報』はこの各月の統計データが年次ごとにまとめられたものである。
- 7) 『司法統計年報』では破産新受事件数を「自然人」によるもの(いわゆる個人破産)と「法人・その他」によるものを分けた集計が1985年から公開されているが、地方裁判所別集計は1998年を最後に公開されていない。そのため直後に触れる本稿の対象期間に満たず、既存研究においても基本的に両者を分けて分析されていないことから、本稿でも両者を分けずに検討する。なお1985~2021年の全ての年で、全国の破産新受事件数に占める自然人によるものの割合が80%以上で、90%以上の年は29にも及ぶことから、破産件数や破産率の全体的な特徴は個人破産の特徴を強く反映している。
- 8) 『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数』では基準日を2013年調査までは3月31

日に、2014年調査からは1月1日と定めている。そのため1972~2012年の破産件数は1973~2013年調査の人口で除され、2013年以降の破産件数は2014年調査以降の人口で除されている。なお2000年の破産法(第3条)改正によって、外国人も日本人と同じ破産手続が可能となっており、2013年調査からは「外国人住民」人口も公開されているが、時系列的に分析を進めることや破産手続開始申立の大部分は日本人によるものと推定されることから、2013年以降も「日本人人口」のみを対象とする。

- 9) 交差相関分析は2つの異なる事象間の先行・遅行関係を把握するために、両者の時系列データの相関関係を、前後に期をずらしてみるものである。そこで得られる各期の間相関係数のなかの最大値から両者の先行・遅行関係を特定し、最大値を示す期のずれを先行・遅行の長さ(ラグ)と解釈する(杉浦 2012)。本稿では期は1年単位とする。
- 10) 帝国データバンク情報部(2021)はCOVID-19関連の企業倒産の少なさの原因について、緊急融資や給付金などの新型コロナ対策が奏功したことや、もともと危険な経営状態であって、取引先が取引額縮小や前金制といった対策を取っていたことを挙げている。
- 11) 茨城県は東京都と高知県、青森県、岩手県、鳥取県、鹿児島県のほかに、栃木県と福井県、島根県、愛媛県、長崎県に対して+1のラグが発生している(交差相関係数はそれぞれ  $r=0.88$  ( $p<0.01$ )、 $r=0.80$  ( $p<0.01$ )、 $r=0.80$  ( $p<0.01$ )、 $r=0.78$  ( $p<0.05$ )、 $r=0.86$  ( $p<0.01$ ))。
- 12) 青森県は茨城県と埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、静岡県に対してである(交差相関係数はそれぞれ  $r=0.87$ 、 $r=0.90$ 、 $r=0.85$ 、 $r=0.87$ 、 $r=0.82$ 、 $r=0.86$ ; いずれも  $p<0.01$ 。以降同様)。岩手県は茨城県と埼玉県に対して ( $r=0.80$ 、 $r=0.82$ ; いずれも  $p<0.01$ )、鳥取県は茨城県と埼玉県、千

葉県に対して ( $r=0.84$ ,  $r=0.86$ ,  $r=0.80$ ; いずれも  $p<0.01$ )、鹿児島県は茨城県と千葉県、石川県、静岡県に対してである ( $r=0.93$ ,  $r=0.91$ ,  $r=0.86$ ,  $r=0.90$ ; いずれも  $p<0.01$ )。

- 13) 東京都と、埼玉県、千葉県、神奈川県それぞれの交差相関係数は  $r=0.68$  ( $p<0.01$ )、 $r=0.61$  ( $p<0.05$ )、 $r=0.75$  ( $p<0.01$ ) である。
- 14) 福井県と、埼玉県、千葉県、神奈川県それぞれの交差相関係数は  $r=0.75$ 、 $r=0.69$ 、 $r=0.80$  である (いずれも  $p<0.01$ )。
- 15) 和歌山県と千葉県との交差相関係数は  $r=0.71$  ( $p<0.01$ ) である。

## 参考文献

- 伊藤 眞 2022. 『破産法・民事再生法 (第5版)』有斐閣。
- 大山小夜 1997. 多重債務の構造的背景—貸し手・借り手・自己破産の統計分析. 京都社会学年報 5 : 195-214.
- 小島庸平 2021. 『サラ金の歴史—消費者金融と日本社会』中央公論新社。
- 酒井恵介 2011. 個人の破産と再生の統計資料の分析. 日本弁護士連合会編『個人の破産・再生手続—実務の到達点と課題』2-13. 金融財政事情研究会。
- 斎藤秀夫 1998. 総説. 斎藤秀夫・麻上正信・林屋礼二『注解破産法 上巻 第3版』青林書院 : 5-14.
- 櫻本正樹 2004. 消費者破産—破産免責を中心に. 法政論叢 41(1) : 209-231.
- 進藤光慶 2011. 東京地方裁判所における破産事件の運用状況. 法曹時報 63(2) : 25-38.
- 杉浦芳夫 2012. 近代都市と伝染病の流行—明治28年の東京府におけるコレラの流行. 杉浦芳夫編著『地域環境の地理学』124-137. 朝倉書店。

スミス, N. 著・原口 剛訳 2014. 『ジェントリフィケーションと報復都市—新たな都市のフロンティア』ミネルヴァ書房。

武田安恵・鳴海 崇・三田敬大・八巻高之・馬場貴子 2022. 増殖ゾンビ企業—コロナ融資の後遺症. 日経ビジネス 2159 : 10-33.

帝国データバンク情報部 2021. 『コロナ倒産の真相』日経BP。

東京商工リサーチ 2021. 破産会社の7割で、社長個人も破産へ. [https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210816\\_01.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20210816_01.html) (最終閲覧日 : 2023年8月31日)

中島弘雅・佐藤鉄男 2013. 『現代倒産手続法』有斐閣。

中林一樹 1986. 都心再開発の新しい動き. 地理 31 (9) : 18-26.

ノックス, P.・ピンチ, S. 著・川口太郎・神谷浩夫・中澤高志訳 2013. 『都市社会地理学 改訂新版』古今書院. Knox, P. L. and Pinch, S. 2010. *Urban Social Geography: An Introduction 6th ed.* Pearson Prentice Hall.

晝間文彦 2003. 消費者破産の県別動向に関する試論的分析 (1989—1998). 金融構造研究 25 : 1-17.

松嶋慶祐・三井 栄 2022. 新型コロナウイルス感染拡大による地域経済影響度分析. 地域学研究 52 (1) : 41-60.

深山卓也 2001. 国際倒産法制の整備に関する法律の概要. ジュリスト 1194 : 41-47.

山本和彦 2003. 『倒産処理法入門』有斐閣。

Arata, Y. 2019. Bankruptcy propagation on a customer-supplier network: An empirical analysis in Japan. *RIETI Discussion Paper Series* : 18-E-040. <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/18e040.pdf> (最終閲覧日 : 2023年8月31日)

(投稿: 2023. 08. 31)

(受理: 2023. 11. 10)